

# ごみと資源物の出し方・分別一覧表

## 燃やすごみの日

**燃やすごみ** P5

- 指定袋に入れてください。
- 生ごみは水分をしばってください。

**週2回** 集積場所

## プラスチック製容器包装の日

**プラスチック製容器包装** P7

- 指定袋に入れてください。
- 汚れを落としてください。

**週1回** 集積場所

## 資源回収の日

**缶類・びん類・ペットボトル** P9

- 缶とペットボトルは回収袋に入れてください。
- 中身は出して、軽くすすいでください。

**缶類・びん類・ペットボトル** P9

**金属類・乾電池・ライター** P11

- 乾電池・ライターは回収容器に入れてください。
- 充電式電池・ボタン電池は16ページを参照。

**金属類・乾電池・ライター** P11

**古紙類・古布類** P12

- 古紙は4種に分け紙ひもで束ねてください。
- 飲料用紙パック・古布は雨の日には出すのを控えてください。

**古紙類・古布類** P12

**月1回** 資源回収の集積場所

## 埋め立てごみの日

**①類** **せともの・ガラス・ゴム製品類** P13

- 指定袋に入れてください。
- 割れたガラスなどは紙で包むなどしてください。

**②類** **焼却粗大ごみ** P13

- はだかで出してください。
- 1m以内の大きさにして束ねてください。

**③類** **熱源利用プラスチックごみ** P14

- 指定袋に入れてください。
- 大きいものは、はだかで出してください。

**月1回** 埋め立てごみの集積場所

## 使用済小型家電

**使用済小型家電** P15

- 市内に設置されている回収ボックスに入れてください。

**拠点回収所**

## 市ではあつかえないもの

**家電リサイクル品・パソコンなど** P15

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・充電式電池・ボタン電池・パソコンなど ※解体しても出せません。

# 沼津市のごみの出し方ルール

## きちんと分別

### 1. 分けて

- 分別区分の考え方と順番**
- ① できるだけ資源に出来るように分別
  - ② プラマークのあるものを、プラスチック製容器包装に分別
  - ③ 燃やすしかないものを燃やすごみへ
  - ④ 上記に該当しないものは埋め立てごみの日に出してください

## 決められた日時

### 2. 決められた日の朝8時までに 8

ごみは収集日当日の朝8時までに出してください。  
収集日は、ごみの年間収集計画表をご確認ください。



## 決められた場所

### 3. 決められた場所へ

地域で決められた集積場所へ出してください。  
他の地域の集積場所へは出さないでください。

## ごみ袋について

### 沼津市指定袋で出すごみ

- 燃やすごみ
- プラスチック製容器包装
- 埋め立てごみ
- せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)
- 熱源利用プラスチックごみ(③類)

沼津市指定袋は、市内のスーパー・コンビニ・雑貨店などの小売店で販売されています。  
また、レジ袋に「沼津市指定袋」と表記があるものは、ごみを出すのに使用できます。

事業系ごみは、この袋では出せません。  
17ページをご確認ください。



## 沼津市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

「さんあ〜る」は、「ごみの分別・減量ガイドブック」と「ごみの年間収集計画表」両方の機能を有するアプリです! ぜひご活用ください。

### 主な機能

- 収集日をカレンダー形式で確認できます(収集日を知らせる機能付き)。
- 「ごみの分別・減量ガイドブック」の情報が手軽に閲覧できます。
- 品目名から分別方法を検索できます。
- ごみ減量・資源化推進協力事業所「すまいるしょっぶ」や使用済小型家電回収拠点などの情報を確認できます。

